令和７年度高槻市街路樹健全度調査業務委託

仕様書

令和７年度

高槻市　都市創造部　道路課

委託業務名　　令和７年度高槻市街路樹健全度調査業務委託
業務場所　　高槻市　市内一円　地内
履行期間　　契約締結の日から令和８年３月１７日

第１章　総則

第１条　業務の目的

本業務は、本市が管理する街路樹の健全な育成を図ると共に、街路樹の枝葉による通行支障や落枝・倒木等による影響を低減させ、市民の生命・財産の保全を図るために、街路樹の健全性を把握し適正管理を行うことを目的として、街路樹健全度調査を行うものである。さらに、適正管理を行う上で、本市職員による日常・緊急点検において使用を想定する樹木診断機器の導入検討を行うことを目的として、当該機器の実施検証を行うものである。

第２条　適　用

１．本仕様書は、高槻市都市創造部道路課が施行する令和７年度高槻市街路樹健全度調査業務委託に適用する。

２．本業務の履行にあたっては、本仕様書によるほか、「設計業務等共通仕様書（令和6年4月　大阪府都市整備部）」（以下「共通仕様書」という。）によるものとする。
ただし、共通仕様書の文中の「契約書」とは、大阪府の土木設計業務等委託契約書（以下「府契約書」という。）を指すため、本業務においては、それぞれに示される府契約書の条番号が示す見出しと同一の本業務契約書条項の見出しを参照するものとする。

３．本業務は、仕様書、委託契約書及び設計書並びに関係法令に基づき施行する。本仕様書で適用すべきとされている諸法令、基準類が改正、改定された場合には、それに従うものとする。

４．本仕様書は、本業務の基本的内容について定めるものであり、仕様書に明記のない事項でも業務の目的達成に必要と思われるものについては、発注者と協議し履行すること。

第３条　業務の指示及び監督

１．業務の受託者（以下「受注者」という。）は、業務の実施にあたり、業務委託契約書に基づき、委託者の監督員（以下「発注者」という。）と常に密接な連絡をとり、その指示及び監督を受けなければならない。

２．本業務における作業は、発注者の指示が最優先するものとする。

３．本業務における作業について受注者は、監督官庁並びに関係機関との総合的調整を行うものとする。

第４条　管理技術者及び照査技術者、担当技術者

１．受注者は、設計業務等における管理技術者及び照査技術者を定め、発注者に届出するものとする。

２．管理技術者及び照査技術者は、契約図書に基づき、技術上の管理を行うものとする。

３．管理技術者及び照査技術者は、共通仕様書の定めのほか下記のいずれかの資格を有する者でなければならない。なお、管理技術者と照査技術者の兼務は認めないものとする。

(1) 技術士（総合技術監理部門：建設－都市及び地方計画の選択科目に限る　または建設部門：都市及び地方計画の選択科目に限る）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。

(2) ＲＣＣＭ（造園）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。

(3) 建設コンサルタント技術管理者認定（造園）を受けた者。

４．管理技術者及び照査技術者は、業務途中で変更できない。ただし、下記に該当する場合等やむを得ない場合に限り変更を認める。

・病気により技術者としての職務が遂行できないと判断された場合
・当該技術者が死亡した場合
・当該技術者が退職した場合
・当該技術者が真にやむを得ない理由により転勤となった場合
・発注者の責により履行期間延期となった場合
・その他の理由による場合

５．技術者を変更する場合は、第１項に記載の資格を有し、かつ変更前の技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

６．管理技術者及び照査技術者は、発注者が指示する関連のある設計業務等の受注者と十分に協議の上相互協力し、業務を実施しなければならない。

７．受注者は、本業務を実施するにあたり、管理技術者と同じ資格を有する者、または、街路樹の健全度診断に必要な知識及び技能を有する者を担当技術者として配置し、発注者に届出するものとする。なお、担当技術者と照査技術者との兼務は認めないものとする。

８．街路樹の健全度に関する診断調査を行う場合は、一般財団法人日本緑化センター認定登録の「樹木医」資格を有する担当技術者１名以上を含む複数名による作業班で行わなければならない。

第４条　提出書類

１．受注者が発注者に提出する書類は下記のとおりとし、高槻市が定める土木設計委託関係書類の様式によるものとする。

(1)	業務工程表	期日	契約後速やかに
(2)	管理技術者及び照査技術者届	〃	〃
(3)	管理技術者及び照査技術者経歴書	〃	〃
(4)	担当技術者届	〃	〃
(5)	担当技術者経歴書	〃	〃
(6)	業務委託料内訳書	〃	〃
(7)	再委託承諾申請書	〃	下請負を契約しようとするとき
(8)	高槻市暴力団排除条例に基づく誓約書（下請用）	〃	下請負契約をしたとき
(9)	完了届	〃	業務完了の日
(10)	引渡書	〃	引渡しの時

（11）請求書　　〃　　請求しようとする日

２．受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。

３．提出した書類に変更が生じた場合は、直ちに変更した書類を発注者に提出しなければならない。

第５条　打合せ等

業務における打合せは、業務着手時、中間打合せ１回、成果品納入時の計３回を行うものとする。ただし、中間打合せは、発注者と協議の上、打合せ回数を変更できるものとする。なお、打合せは原則として管理技術者が立会うものとする。

第６条　業務計画書

１．受注者は、契約締結後３０日以内に業務計画書を作成し、発注者に提出しなければならない。

２．業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を掲載するものとする。

（1）業務概要　　（2）実施方針

（3）業務工程　　（4）業務組織計画

（5）打合せ計画　　（6）成果品の内容・部数

（7）使用する主な図書及び基準　　（8）連絡体制（緊急時含む）

（9）その他

３．受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえ、その都度発注者に変更業務計画書を提出しなければならない。

第７条　資料等の貸与及び返却

１．発注者は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を受注者に貸与するものとする。

２．受注者は、貸与された図書及び関係資料等の必要がなくなった場合は直ちに発注者に返却するものとする。

３．受注者からの要求があった場合で、発注者が必要と認めたときは、受注者に図面の原図を貸与する。ただし、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。

４．受注者は、貸与された図書及びその他関係資料を丁寧に扱い、損傷してはならない。万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。

５．受注者は、設計図書及び仕様書に定める守秘義務が求められる資料については複写してはならない。

第８条　関係官公庁への手続き等

１．受注者は、本業務の実施に当たっては、発注者が行う関係官公庁等への手続き及び資料作成に協力しなければならない。また、受注者は、本業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。

２．受注者が、関係官公庁から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を発注者に報告協議するものとする。

第９条　土地への立入り等

１．現地調査を実施する場合、調査員は必ず自己の身分証明書を携帯して業務にあたるものとする。

２．身分証明書は、土地等の所有者、その他関係人等から請求があったときは、これを提示するものとする。

３.身分証明書の内容については､委託契約に基づく業務を行うものであることの証明とし、発注者が交付するものとする。

第１０条　法令等の遵守

受注者は、本業務の実施に当たっては、以下の関係する関係諸法規及び条例等を遵守しなければならない。

・道路法
・都市緑地法
・都市計画法
・都市緑地法運用指針（国土交通省都市・地域整備局）
・街路樹の倒伏対策の手引き第２版（国土交通省 国土技術政策総合研究所）
・街路樹の倒伏対策の手引き第２版【別冊】街路樹の点検・診断（国土交通省　国土技術政策総合研究所）
・令和３年度　街路樹診断等マニュアル（東京都建設局）
・樹木医の手引き（一般財団法人日本緑化センター）
・高槻市街路樹管理計画

その他、発注者から指定があった場合は、それに従うものとする。

第１１条　内部通報に関する事項について

１．受注者又は受注者が本仕様書に定める業務等に従事させる者（以下「従事者という」。）は該当業務の履行に際し、本市の事務事業に関して、法令等に違反し、又は違反するおそれのある事実、若しくは不当な事実を知った場合は、「高槻市職員等からの内部通報に関する規則」に基づき、その事実を本市に通報することができる。

２．受注者は、前項について、契約後すみやかに、従事者に周知するものとする。

第１２条　中立性の保持

受注者は、常に、コンサルタントとしての中立性を保持するよう努めなければならない。

第１３条　守秘義務

受注者は、業務上知り得た事項については、他に漏らしてはならない。また、調査結果についても発注者の承諾なくして貸与・公表・使用してはならない。

第１４条　費用の負担

本業務の検査等に必要な資料は仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

第１５条　成果品に対する責任の範囲

受注者は、業務完了後といえども成果品に失策不備が発見された場合、速やかに訂正しなければならない。これに対する経費は全て受注者の負担とする。

受注者は、業務完了後１０年間成果品の控えを保存するものとする。

第１６条　成果品の提出

成果品は以下の媒体及び部数を提出するものとする。なお、成果品の内容は第２章第８条を参照すること。なお、電子データについては、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。

・紙媒体　：正副２部　（金文字箱に格納）
・電子データ　：正副２部（ＣＤ－ＲもしくはＤＶＤ－Ｒ）
・本業務で使用した簡易診断機器　：１式

第１７条　検　査

受注者は、契約書に基づき、完了届を発注者に提出する際には、契約図書により義務づけられた資料の整備をすべて完了し、発注者に提出しなければならない。

第１８条　疑　義

本仕様書に明記されていない事項、また、その内容の解釈に疑義を生じた場合は、速やかに発注者と受注者の協議の上決定するものとする。

第２章　業務内容

第１条　診断対象区域及び樹木

本市が認定する次の各路線のうち、地域緊急交通路及び接続避難路に指定された範囲に植生している街路樹、概ね７００本を対象として外観診断を行うものとする。その結果、精密診断が必要と判断された街路樹（概ね３０本）について、精密診断及び発注者が指定する診断機器による診断を行い、診断機器による診断の有効性について評価を行うものとする。ただし、作業の過程において必要が生じた場合は、診断範囲を広げるものとする。

（1）地域緊急交通路

- 高槻停車場線
- 高槻駅松原線
- 日吉台芥川線
- 美しが丘２０１号線
- 古曽部町４１０号線
- 別所日吉台線

（2）接続避難路

- 南平台日吉台１号線
- 南平台日吉台２号線
- 名神北側道４号線

第２条　　計画準備

受注者は、業務の履行にあたり、関係資料を収集し、業務概要、業務工程、作業体制、調査方法、安全管理等を記載した業務計画書を作成し、本業務を円滑に遂行するための計画準備を行うこと。

第３条　事前調査

１．本業務の対象となる街路樹について、現地確認を行い、生育位置（場所）を図面に記録するとともに、街路樹管理番号を刻印したプレートが無い場合は、支給されたプレート（図参照）を街路樹に取り付け、その番号を街路樹台帳に記録すること。

図　プレートイメージ

２．プレートの記載内容及び取付方法については、監督職員と協議の上決定すること。

３．現地確認で疑義が発生した場合は、必要に応じて監督職員と協議すること。

第４条　　外観診断

受注者は、外観診断に関して、「令和３年度　街路樹診断等マニュアル（東京都建設局）」（以下、「マニュアル」という。）に基づき、次の各項について診断しなければならない。

１．活力診断

マニュアルに示す樹勢・樹形の活力度診断基準表を用い、樹木の活力状態を次の各号について診断すること。

(1) 樹勢

下記の視点について、生育状態を５段階で評価し、診断すること。

・枝の伸長量
・枝や幹の枯損
・葉の大きさ
・その他
・梢端の枯損
・剪定後の巻き込み
・葉色

(2) 樹形

幹や骨格となる大枝などの枯損及び欠損、枝葉のバランスなどについて、街路樹として望ましい樹形が維持されているかを５段階で判定すること。

(3) 所見

活力診断の所見を記載する。樹勢及び樹形について判定の根拠を記入すること。

(4) 判定

前各号の内容に基づき、マニュアルに示す活力判定基準表により活力判定を行うこと。

２．部位診断

部位診断では、マニュアルに準拠し、「根元」、「幹」、「骨格となる大枝」の部位ごとに次の各号に掲げる被害項目について診断すること。

(1) 樹皮枯死・欠損・腐朽（周囲長比率）

樹皮の枯死・欠損・腐朽部の大きさを測定し、当該被害箇所の幅がその部位における周囲長に対して１／３未満かそれ以上であるかを判定すること。

(2) 芯に達していない開口空洞（周囲長比率）

開口空洞のうち、芯（幹や根株の中心部）に到達していない空洞に適用する診断項目である。開口部とその部位における周囲長をそれぞれ測定し、開口部の周囲長がその部位における周囲長に対して１／３未満か１／３以上であるかを記入すること。

(3) 芯に達した開口空洞（周囲長比率）

開口空洞のうち、芯（幹や根株の中心部）に到達した空洞に適用する診断項目である。到達した空洞は芯の深さを測るとともに、開口空洞とその部位の周囲長をそれぞれ測定し、開口部の周囲長がその部位における周囲長に対して１／３未満か１／３以上であるかを記入すること。

(4) 枯枝

大枝の枯枝及びぶら下がり枝並びに折れ枝の有無を判定し、判定結果が「あり」の場合は剪定の処置が必要となるため、処置対象となる枯枝の直径（太さ）、長さ、本数等を記入すること。

(5) スタブカット

スタブカット（切残し枝）の有無を判定する。判定結果が「あり」の場合は、併せてその元口直径（太さ）、長さ、本数等の概略を記入すること。

(6) キノコ（子実体）

各部位におけるキノコ（子実体）の発生の有無を判定する。判定結果が「あり」の場合は、発生個所、種名及び被害範囲を記入すること。

(7) 木槌打診（異常音）

樹木を木槌で叩き、発生した音の質や範囲で内部の空洞や腐朽を判定し、異常音の有無で判定すること。

(8) 分岐部・付根の異常

幹の分岐部や大枝の付根の亀裂、入り皮、腐朽や空洞などの有無について判定すること。

(9) 胴枯れなどの病害

胴枯病、枝枯病、がんしゅ性病害などの有無を判定する。病害の詳細については、マニュアルを参照すること。

(10) 虫穴・虫フン・ヤニ

カミキリムシ類やコウモリガ、コスカシバなどの穿孔性害虫による食害の有無を判定する。病害虫の詳細については、マニュアルを参照すること。

(11) 根元の揺らぎ

根元の揺らぎを判定する。揺らぎは地面等の地割れの有無や、診断者が幹に両手をつき、体重をかけて数回幹を強く押すことにより確認すること。

(12) 鋼棒貫入異常

根株腐朽の被害状況の大きさを、鋼棒を用いて判定する。根元の周囲を確認し、根株に腐朽や空洞が推測されるような形状が確認された場合は、先端の尖った鋼棒で地際を突き刺して根株の腐朽等の状況を確認し、異常の有無を判定し記入すること。

(13) 巻き根

巻き根の有無を判定すること。

(14) ルートカラー

ルートカラーの確認の可否について判定すること。

(15) 露出根被害

露出根被害の有無を判定すること。

(16) 不自然な傾斜

不自然な樹幹傾斜の有無を判定すること。

(17) 建築限界越え

歩道側及び車道側のそれぞれについて建築限界越えの有無を確認すること。

(18) その他舗装等の状況、枝の道路境界越えの有無、根の損傷の有無や可能性等

下記の項目について所見欄に記入すること。

- 項目にない周囲の状況や維持管理に必要な事項
- 他の道路施設または占用物件との競合
- 枝の道路境界越えまたは私有地への越境の有無
- 樹勢衰退の原因となる周辺の工事等による根の損傷の有無またはその可能性
- 樹木の生育に影響を及ぼしている風や日照条件・立地環境等

(19) 精密診断（機器診断）の必要性の判断

各診断項目の被害の程度により、精密診断の必要性の判断を行うこと。マニュアルに基

づき、腐朽や空洞が根元や幹、大枝に広がっていると考えられる場合は腐朽診断、根株に広がっていると考えられる場合は根株診断を行うこと。

(20) 外観診断判定

活力診断及び部位診断の内容に基づき、外観診断全体の健全度を判定すること。判定はマニュアルの外観診断判定基準の表に従うものとする。

3．カルテ記載

(1) 概要

下記の項目についてそれぞれの記入欄に記入すること。

- 路線名
- 診断日
- 樹高
- 枝張
- 植栽形態
- 樹木医
- 街路樹管理番号
- 幹周
- 樹種名
- 支柱

(2) 外観診断

下記の項目についてそれぞれの記入欄に記入すること。

- 活力診断
- 部位診断
- 外観診断判定
- 判定に基づいた処置が必要な場合、その処置内容

(3) 精密診断

精密診断を実施した場合は「機器診断カルテ」に基づき記入すること。

(4) 総合判定

外観診断判定及び機器診断判定を総合的に判断して記入すること。なお、精密診断を行う必要のない街路樹については、外観診断判定をもって総合判定とするため、当該欄には外観診断判定と同様の内容を記入すること。

(5) 所見

部位診断の各項目で「なし」「見える」以外にチェックした場合は、判定された項目について被害の形状寸法・範囲・程度や状況などを詳細に記入すること。その他、根による舗装や縁石の破損状況、根上がり状況、踏圧状況や、小枝の枯れや衰弱枝、葉の食害、枝の道路境界越えの有無など、項目にない事項についても詳細に記入すること。

(6) 括弧内に記入する内容

街路樹診断カルテの部位診断において「あり」の場合、括弧内にはマニュアルに掲載されている「カルテ括弧内に記載する内容」表を参考に記入すること。

(7) 立地平面図、診断概要図及び写真の貼付等

立地平面図、診断概要図及び写真を貼付すること。写真には必ずその説明を記入すること。なお、診断概要図は写真転用可とする。

(8) その他特記事項

所見欄に書ききれない事項や、項目に無いものについて必要な事項を記入すること。写真がカルテに収まらない場合は、別紙に写真を貼付し説明を記入すること。

(9) 次回診断

次回の街路樹診断の時期を記入する。診断時期については、マニュアルの「次回の診断内容及び診断時期」表を参照すること。

第５条　機器診断の実施及び診断機器の検証

１．精密診断（機器診断）

受注者は、前条の外観診断で精密診断が必要と判断された樹木に関して、マニュアルに基づき診断を行わなければならない。なお、精密診断機器は貫入抵抗測定器を用いることを標準とする。

(1) 腐朽診断

腐朽診断では、外観診断の結果から、根元や幹、大枝において、腐朽や空洞等の何らかの異常がある場合に実施するものとする。

貫入抵抗測定器を幹や根元の水平に貫入させ、貫入抵抗測定を行い、根元や幹、大枝の腐朽空洞の状態や量を測定すること。

(2) 根株診断

根株診断では、外観診断の結果から、根元部において何らかの異常があり、地中部の根株腐朽が推定される場合に実施するものとする。

原則として貫入抵抗測定器を地際で４０度の俯角をつけ、根株の中心に向かって斜め下方向に貫入させ、貫入抵抗測定を行う。ただし、根株の範囲からはずれ、石や土などに当たると想定される場合には貫入角度は３０度の俯角とすること。

(3) カルテの整理

腐朽診断及び根株診断の診断を実施した場合は、診断結果に基づき、診断カルテを整理するものとする。なお、診断カルテは、マニュアルに示された「機器診断カルテ」を作成すること。

２．総合判定

受注者は、マニュアルに準拠し、外観診断及び精密診断による腐朽空洞率に基づき、総合判断を行わなければならない。

(1) 判定

総合判定は、外観診断判定、及び精密診断による腐朽空洞率に基づき、総合的に判断を行うものとする。なお、街路樹診断カルテの機器診断欄の記入は機器診断を実施した者が行うこと。

総合判定に当たっては、各機器の計測特徴も十分に理解した上で、健全材の厚みの割合であるｔ／Ｒ率や腐朽空洞率を用いること。また、外観診断や機器診断による腐朽空洞率に加え、必要に応じてｔ／Ｒ率などの要素についても考慮しながら判定を行うこと。

(2) 次回診断

総合判定に応じて次回の診断内容と診断時期を決定すること。また、次回診断時期は一律とはせず、マニュアルを準拠し、決定するものとする。また、判断し難い場合は、協議を行い決定するものとする。

３．診断機器の検証

担当職員等による街路樹の簡易的な腐朽診断を実施することを検討する上で必要な診断機器の検証を、次の各項の要領で行うこと。

(1) 検証する診断機器

本業務で検証する診断機器は、次の各号のとおりとする。

(ｱ) 診断機器名

打撃音響樹内腐朽簡易診断装置（ぽん太）

(ｲ) 諸元

・本体セット

現場診断端末

パナソニック製スマートフォン

ハンマーセット（３本セット）

圧電素子マイク（２個）

・Windows用データ管理プログラム（ProVersion）

以下、上記すべてを含めて「簡易診断機器」という。

(ｳ) 製造元

株式会社ワールド測量設計

(2) 検証対象樹木の抽出

検証の対象とする樹木は、外観診断において精密診断が必要と判断された樹木とする。なお、外観診断の結果、根株診断が必要な樹木は、検証対象から除くものとする。

(3) 対象樹木の簡易診断機器による診断の実施

機器診断を実施した対象樹木と同箇所（同じ樹高）で簡易診断機器による診断を行い、診断結果を取りまとめること。

(4) 簡易診断機器の評価

精密診断機器による計測値から算出された腐朽空洞率と、簡易診断機器により算出された腐朽率について、樹種、幹周、測定高さ等の条件別に比較検証を行い、簡易診断機器による診断の有効性について評価すること。

(5) 運用検討

前項の評価を踏まえて下記の調査を行い、担当職員等による日常及び緊急点検における運用について検討すること。

・簡易診断機器の製造元の資料の収集及びヒアリング

・担当職員等の意向

・他自治体へのヒアリング

・その他、検討に必要な事項

(6) 運用マニュアルの作成

受注者は、担当職員等による簡易診断機器の運用が円滑に行えるよう、次の各号について図表及び写真等を用いた簡易診断機器の運用マニュアルを作成すること。

(ｱ) 事前準備　　(ｲ) 適用条件

(ｳ) 適用範囲　　(ｴ) 診断方法

(ｵ) 評価方法　　(ｶ) 装置の維持管理

(7) 運用講習会の開催

受注者は、担当職員による簡易診断機器の運用が円滑に行えるよう、実技講習及び運用講習を開催すること。なお、講習会を開催する日時及び場所については、発注者との協議により決定するものとする。

第６条　調査及び診断結果の整理

１．カルテの作成

(1) 外観診断については、マニュアルに基づき「街路樹診断カルテ」を作成すること。

(2) 外観診断の結果、精密診断が必要と判断された樹木については、マニュアルに基づき「機器診断カルテ」を作成すること。

２．データベースの作成

各診断結果を、本市が管理する街路樹台帳と照合し、対象樹木ごとに樹種及び樹高並びに幹周の項目を更新する。さらに、街路樹台帳に本業務で得た診断結果を追加し、全ての情報が網羅されたデータベースを作成すること。なお、データベースはEXCEL（Microsoft社製）により作成するものとする。

３．診断結果の整理

外観診断の健全度判定結果を集計し、路線別・樹種別・樹高別・幹周別等で集計して図表を作成し、街路樹の健全性について取りまとめること。また、診断の結果、必要となる処置（撤去・剪定等）について、項目別に取りまとめること。

４．ＧＩＳデータの構築

本業務により得られた街路樹に関する次の各号の情報をＧＩＳデータ（ＡｒｃＧＩＳ：シェープファイル形式）として構築すること。

(1) 位置情報
(2) 街路樹管理番号
(3) 樹種名
(4) 樹高及び幹周
(5) 路線番号及び路線名称
(6) 所在地及び町丁名
(7) 診断結果（健全度評価等）
(8) その他監督職員が指示するもの

第７条　報告書作成

本業務で適用した診断方法及び調査方法並びに簡易診断機器の検証結果等に加え、今後の診断を実施する上で必要であると判断される改善点及び街路樹の適正管理における提案等について報告書として取りまとめること。

第８条　成果品

受注者は、本業務の成果品として、次の各号に掲げる成果品を納入しなければならない。

(1) 前条に規定する報告書（Ａ４版）
(2) 外観診断カルテ及び機器診断カルテ
(3) 対象街路樹の位置図（街路樹管理番号及び樹種名を表記したもの）

(4) 作業状況写真

・各路線に少なくとも各作業１枚以上

・同じ路線に５０本以上の街路樹がある場合、５０本ごとに各作業１枚以上

(5) 街路樹台帳のデータベース及びＧＩＳデータ

(6) 本業務で使用した簡易診断機器　一式

(7) 簡易診断機器の運用マニュアル等の資料

(8) その他監督職員が指示するもの

以上